**平成29年度　大阪府景観審議会第3回作業部会　会議要旨**

**住宅まちづくり部　建築指導室　建築企画課**

開催日時： 平成29年10月24日(火)　13:30～15:30

出席委員： 加藤(晃)部会長、岡委員、下村委員、

若本委員、加藤（精）委員

【司会】

　それでは議事に入らせていただきます。議事は大阪府景観審議会規則第６条第４項の規定により部会長が行うこととなってございます。作業部会長、よろしくお願い致します。

【委員】

　それでは。なかなか見事な眺めですね。気持ちよく進めて参りたいと思います。

８月の審議会で中間とりまとめということをさせて頂きました。１２月が答申ということですので、作業部会にて議論していただいて、最終的に審議会にて審議していきたいと思います。中間とりまとめ以後少し修正して頂いたとのことですので、その内容と景観形成の実現に向けた視点と取り組みということについて議論していきたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

【事務局】

資料１説明

【委員】

　７、８ページで市町村から挙がってきた意見を少し整理していただいて入れていただいたということです。これはどういう評価なのかなということなのですが。市町村のイチオシで出されたということですか。

【事務局】

　市町村の方に大阪府内の景観上重要な要素と言うことで照会させていただいて、それぞれ各市で取り組んでいかれておるところを挙げていただいております。ただ内容についてご検討いただいているところ、こちらから声をかけていてご相談いただいているところもあるという状況ですので、今後も要素の追加をしていくという風に考えております。

【委員】

もちろんそれでいいのですが景観上重要な要素に足るものであるかということです。今後、事業の力の入れ具合、市町村としてもそのようなことを含めて。

【事務局】

　今後せっかく市町村から挙げていただいたので一緒に考えてやっていきましょうという心構えです。

景観上重要な要素として挙げられている場所の写真を基礎資料（行政計画等）にそれぞれご用意させていただいています。

【委員】

全体で何景ありますか。

【事務局】

今挙げているものでは122景です。

【委員】

　大阪府の景観上重要な要素が120景程度ですか。致しかたないです。

１３、１４ページで書かれていることですが「みどり」で揃えていただいて、一つだけ「山並み・緑地軸」と名称が書かれています。これは「みどり軸」にしないのですか。

【事務局】

「みどり（ひらがなみどり）」は下のほうに書いている通り、「周辺山系の森林、都市の樹林･樹木・草花、肥えん。農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなどを含めて」ということになっておりまして、山並み、山系の緑地は「みどり（ひらがなみどり）」ではなくもっと濃い「緑」という意味で漢字を使わせていただいております。

【委員】

「みどり」には周辺山系、森林も入っていますよね。正しい定義で大阪府が力を入れて使おうとしている言葉としてはいいと思います。私の勝手な思い付きですが森とか里山どうこうとか「もり・やま・みどり」とか「もり・みどり」とかはおかしくないと気がしております。山系という言葉に引きずられてきていますが要素として考えると「森・山・みどり」でもいいと思います。ここだけ「山並み・緑地軸」となっているのはもったいないと思います。

【事務局】

　少し硬い感じだということですかね。

【委員】

３つは「みどり軸」ということで入れているので１つだけ「緑地軸」という表現に違和感があります。

【委員】

　「みどり」の考え方は既存の文献でこう書かれているのでいいと思うのですが、最近「みどり」というと緑化活動や花植え活動のような市民・府民・団体による活動のも含めて「みどり」と言います。樹木一本だけではなく、森や、木が植わっているところだけではなくオープンスペースそのものを広くとって「みどり」と呼ぶこともありますし、まだ明確に定義はなされてないように思います。

委員がおっしゃったように「緑地軸」というのはなんとなく違和感があります。これが景観計画ではなく、「みどりの基本計画」に位置つけるとこれ全て「みどり軸」なんです。道路軸、河川軸、山並み軸、港湾など他の要素がひっついてくるとなんとなく違和感があります。道路の景観整備だけでもいいのではと思います。

みどり化は自然っぽいところだと一番手っ取り早い景観整備のやり方だとは思います。建物をやっていくには金がかかるし、住民苦情が出ればすぐに切れるし、植えてから10年くらいすればある程度の木になりますので。「みどり軸」と入れていただくのは確かにありがたいのですが。

「みどりの基本計画」や広域の緑地計画の中では「みず・みどり」の形でやらせてもらっています。「みどり（ひらがなみどり）」でそれぞれの軸がありまして、塊としての公園、道路としての緑、農地や周辺の緑地、山系、全てみどりと呼びながらそれに河川を交えて。緑化という行為と同時に守っていくという話になりますし、作り上げていく話もありますし保全するようなイメージの山のこととか。

違う部局のことですが都市公園のほうは公園課、都市内の緑化、周辺の山並みは環境農林ですし、その辺のしがらみ、他部局調整はどういう風にしていくつもりなのか。言葉として「みどり」をつけてもいいのか悪いのか。全部に「みどり」をつけてもいいのか悪いのか。

【事務局】

　公園課のほうからは都市公園も入れてほしいというご意見もあります。みどり軸という形で示すところには至っておりませんが、「みどりの風促進区域」をやっているので応援してくれるのはありがたいというご意見いただいております。

【委員】

先ほどご説明したような８ページのパーツの話ですが大阪府営公園１９公園のうちの８公園しか挙がっていないのですが大丈夫ですか。「久宝寺」、「服部」、「大泉」、「泉佐野丘陵」、「泉南」、「錦織」、「浜寺」「石川河川」これだけ府営公園で大阪市の公園が「鶴見」と「中之島」。「万博」はちょっとややこしいですが。万博は別格ですし。この府営公園全てを並べていくとそれも気になるし、大阪市内にある「住吉」とか「住之江」とかあまり大きくない１０ｈａくらいの公園もどうするのかと思います。全部挙げるのかどうか。そうすると公園ばっかりになって大変ですよね。

でも「平岡」入っていないのかとか「箕面」入ってないのかなと思いますね、季節をいうのであればその辺りの公園も入ってないと。規模で示すとこれでいいのですが。「山田池」も入っていないですし、めぼしい公園が入っていないと感じます。

【委員】

全てを入れる必要はないと思いますが、どの規模で線を引いたのか。その辺は書いておいてもいいかもしれないですね。

【事務局】

大阪市内のものについては「大阪市景観計画」で景観重要公共施設に指定されているものを入れています。府営公園については全部という話にはならなかったのである程度で切ったところですので公園課と相談して決めていきます。大阪市が挙げていただいたものをたくさん入れるとバランスが悪くなってしまいますので少し仕切らせていただきました。ご意見いただいていた中で景観重要公共施設に指定されていたのが「中之島公園」だったので。

【委員】

自然公園が「箕面」と「金剛生駒」が指定されています。環境農林の方ですが自然公園の特定公園だけでも入れておいたほうがいいのではないかと思います。

【委員】

入れるなら「都市・インフラ特性」、「地形特性」どちらになるのでしょうか。

【委員】

　「地形特性」か「土地利用特性」のどちらかだと思います。「土地利用特性」でいうと「田園地域」の中の日根荘の大木地区は重要な景観で大阪府の中ではひとつだけのところですので。

【委員】

泉佐野市が出しているところですね。府営公園は大阪府としてある値でもって選びましたというのはあっていいと思います。そこからもれた中で地元から声が挙がっているもので適当なものを追加すればいいと思いますが、今、おっしゃっていたように何かになっているものはもちろんいいのですが、実績の無いものはね。

【委員】

８ページの「都市・インフラ」のところで鉄軌道というところがあります。絵は路面電車がのっていて、路面電車を景観に入れるのは賛成です。ですが「鳥の目」かどうかというと「鉄軌道」というのはどちらかというと歩いている人の目とかまちの景色として「虫の眼」的だと思います。

それと、高速道路とか広域景観として書いてあるのは移動しながら見る景観として書いているのだという気はするのですが、大きな土木物として、まっすぐ走っているのを見る側もあって、阪神高速とかを新しい景観として評価する人、中央線が生駒の山に向かって行く景観が格好いいと下から見るのがいいという人もいます。大規模構造物になるような道路は見様によっては格好いいと思う人もいます。そういう景観はどうするのかなと思いました。

【委員】

　「鉄軌道」というのはここで挙げているのは「景観上重要な要素」は良いもの悪いものも含めて入っていると思います。良いものは育てて、悪いものは直していくということだと思います。重要な要素として対象物の一般名称を書いている。けどもそれでは物足りないので固有名詞にしたらどうかということでこの記載になっているのだと思います。

【委員】

　そうですよね。他のものは固有名詞なのでちょっと中途半端だと思います。路面電車は気にしたいものなので、特出ししてもいいのではないかという気がします。「阪堺電車」とか。モノレールもよく見えますので景観上重要な要素ですよね。そんなことを言い出すときりが無いということなのですが少し気にしたいところですね。

【委員】

　建築アーキテクチャの中にスピードアーキテクチャというジャンルがある。これは人が普通に見る景色に対してドライバーから見る景色が別であるのだという考え方で、それを踏まえて大きさ、色を設計しないとだめだという考え方のようです。その代表はラスベガスです。高速道路を走行していて大きな建築物があって景観をつくっている。

【委員】

京阪間とかでいうと高槻の明治のチョコレートの工場とかはそういうものですよね。ある程度のスピードで見ても明治のチョコレートだと思うような。

【委員】

人工物なので都市インフラで整理するしかないのかな。この中で鉄軌道と書いてあるものは環状線等全部含めてという意味なのですかね。

【事務局】

　そうですね、阪神とか阪急とかも全部含めて。

【委員】

それだとあまりにご都合主義な気もしますが。

【委員】

　そういう意味でいうとその上に書いてある他のものももっとざっくりでいいのかなと言う気がしてきます。

【委員】

　１３ページくらいから方向性が書いています。７，８ページに挙げている要素は景観上重要な要素ですのでほったらかしにはしてないということが１５，１６ページのどこかに属しているのか。２つにまたがっていることはあると思います。ですが見ると「重要ですので見ておいて下さい、でもあとは知りません」というように、１５ページから広域な景観形成について取り組み方針が書かれていているところに前に書かれているような重要な景観要素が一切書かれていない。重要な景観要素をこれからどうしていく、という話が書かれていかないといけないのですが、今の書き方だとそれがあまり感じられない気がします。湾岸の部分にあっても歴史的な部分もあると思うのではなかなか一つの方針に当てはめられるようなものでもないかもしれませんが。７，８ページが全体の中で浮いているような気がします。

【委員】

鉄軌道は確かに後ろのほうにも書いていない、浮いているなと感じますね。はずすか、具体的に後ろの方で書き加えるかどちらかですね。

【委員】

鉄軌道と同じくらい違和感があるのは「広域幹線道路等」に御堂筋が入っていることです。１３，１４ページを見ると御堂筋は緑化だけ書いてある。御堂筋といえば建物のまちなみだと思うのですが。建ち並びであるとか。そちらの内容で書きたいと思います。緑化すればいいというものではない。その辺のつながりもよくないような気がします。

【委員】

御堂筋はずしたら怒られますよ。

【委員】

　だけどここではないと思います。大阪府として景観の大きな要素として緑化が入ってくるのはよくよく分かるのですが、凡例だけ見たときに大阪の景観特性に応じた５つの軸っていってぱっとみるとみどりと歴史しかない。これでは御堂筋も緑で取り上げて建物はどうするのということになる。まちなみ、家並みと言う話はもちろん後ろにも書いてありますが。よく言われていますけど「汚いものはみどりで消せ。」というくらいです。修正液のような緑の使い方をするくらいですから建築をする人にとっては緑で隠すのは喜ばしいことではない。その辺りのメリハリがいるのではないかなと思います。

【委員】

　おっしゃっていた高層建築物は「土地利用特性」の大規模建築物、あるいは超高層ビル群のとこで一応受けている話なのかなと思います。御堂筋をはずすのか、方向性を加筆するのかという議論はあると思います。はずすということはないと思いますが。

【事務局】

　御堂筋は緑化と軒線をそろえるというのをやりました。この道路軸のなかで「道路と、その沿道の諸要素が調和し、かつ一体となって個性を表現する良質な沿道景観」というふうに書いております。これを規制緩和とぐちゃぐちゃにするように報道されましたが軒先は５０ｍに揃えるというふうにしましたから。

【委員】

　私は委員会で高さを青天井にしましたよ。

【事務局】

　高さですよね。でも軒線は５０ｍで整うようにして、そこからセットバックすることにしましたから軒線は揃います。そこはできれば書いておきたいです。

【委員】

　それについては見る方に伝わっているのかといつも感じます。ここにいる人は皆あれが有効だと分かっていると思うのですが、一般の人があれをみてどう思っているのかと思います。言われて「ふーん」くらいだったらどうしようと思います。

【委員】

　それで、御堂筋をどう書くかということですが。

【事務局】

　みどり化だけではなく、何か別のことも書くと。

【委員】

　１３，１４ページが「みどり」を書きすぎているのだと思います。うめきた２期も「みどり」、それはもちろんなのですけど御堂筋も緑化だけで書くのかと。まちなみ、建物の美しさ、市街地景観の美しさを気にしているということを書いてもらいたい。

【委員】

やはり少し中途半端ですが大規模建築物とか超高層ビル群とか、ニュータウン、田園地区、工業用地とか、建築のまちなみの良さみたいなところは全部「土地利用特性」に入っているのでしょうね。それを受けていて字であまり書かれていないと。土地利用特性の方向性で美しいまちなみをつくるとか千里ニュータウンを、新たな景観をつくるというふうに、緑だけ残すという印象が強いというご指摘はその通りだと思います。

【委員】

　７、８ページで言うと景観の特性に一番影響を及ぼすのは地形特性が一番明確で分かりやすいと思います。その次何かと言うとおそらく土地利用特性だと思います。これで面も線も書ける。それから「都市インフラ」とか「歴史」とかの上ものがのってくる。そういう意味でいうと順番も入れ替えて大きく景観構造に影響を及ぼす要因が入ってきて上物がのる。地形があって土地利用があればほぼその場所の景観を予想できますから。その中で都市インフラとしての話と、伝統的な緑地、これに新しいまちなみと歴史的なまちなみがあると。歴史的なまちなみについてこれを特化して出していくのは間違いではないと思います。歴史的建造物も京都とかでは土地利用の上にのっかっていくものです。新しいまちにするのか歴史的なまちにしていくか如何様にもなると思います。だからそういう意味で順番をいうと地形特性、土地利用、都市インフラ、歴史。これは府の景観形成の区域を決めるときと順番そのものだと思いです。最初に道路、川をやって、山、湾岸、まちそれを踏まえるとその順番で書いたほうがいいのではないかなと思います。

【事務局】

　委員と同じ発想でこの順番にしたつもりです。地形特性については太古からの地形特性があり、長い人の営みで変えてきたというのが歴史特性であって、その上にさらに近代のインフラと言う地形のタイムグラフがあって、その歴史の中で今の土地利用がなりたっている。そういうことでこの順番に下のです。過去の歴史特性を含めた土地利用特性といえばそうなのですが、土地利用といえば今の土地利用というイメージで発想としては同じなのですが整理としてはこの順番だと思いました。

【委員】

　それを言い始めると左から読み始めるという前提自体が非常に狭い見方で右から読む人もいる。どれが非常に重要で、どれが下位かというのはやめて、この４つの縦軸が等価で全部されていくという、方法論で考えたほうが。今のビジョンの着地点が見えないので。システムじゃない全部等価であると。地形は確かに分かりやすいので最初に持ってくるという考え方も分かるのですがこの整理の仕方は、左から右に行くにしたがって重要であるというわけではない、ということにしませんか。

【委員】

　地域によって違いますからね。順番があるかどうかも分からない。

それと気になったのが追加要素になって申し訳ないですが、歴史的な町割りとかは土地利用特性に入らないですかね。

【委員】

　面白いですね。

【委員】

　京都とかだったらありますよね。

【委員】

　具体的にどこがありますか。

【委員】

　本町だとか船場あたりかなと。

【委員】

　という形で入れるのであればということですね。

【委員】

　もう少し調べればもっと広い範囲であるのかもしれませんが。

【委員】

　しかし景観はやはり不動産でいかないと。一般名称でいくと大変ですよ。

【委員】

　そうなのですよね。まず、どの辺があるかということを調べたほうがいいかなと。道路構成なんかが出てくると一番いいのかなと思います。生駒の山から夜景を見たら、どれだけ碁盤の目なのだというか、神戸と全然違いますから。大阪らしさを感じると思います。

【委員】

　街道の手前にありますよね、「条里制」なんて。大きなところで。

【委員】

こっちの街道のほうが新しいですよね。大阪の外から来た人間からするとあこがれるというか大阪っていいなと思う要素の１つですからね。

【委員】

　一般名称は避けたほうがいいと思います。

【委員】

　「船場の町割り」とかですかね。大きく代表するようなところ指すとかですね。

【委員】

　一般名称で「条里制」とかっていうと京都とかで、全国にたくさんある。同じ「条里制」でも大阪のここにあるから素晴らしいという出し方でないとなかなか重要性があるとはいえない気がします。是非探していただいて。

【事務局】

　せっかく市町村にも聞きましたし、ここを消すのではなく後ろにここに書かれているものを活かす内容を書くと。そして「みどり」ばかり、緑で隠すだけの景観を卒業してやるということで。

【委員】

同じようなことなのですが先ほどの意見で夜間景観の話でそれぞれに入れられているのですが、これが少ししつこさを感じるのですよね。これを変えたらだいぶと違うと思います。例えば歴史軸のところで、無電柱化もそうなのですが「灯篭等を活用して」という話ですがちょっと書きすぎだと思います。歴史的な夜間景観って灯篭だけじゃないのだから。「橋りょう等のライトアップ」とかも書きすぎだと思います。ライトアップするのに値するのは橋りょうだけかという話になります。

少し他の書きぶりと調整されたほうがいい。景観上重要な要素の中に、例えば商店街なのですが、親しまれたまちなみみたいなものはどういう扱いするのかな。いろんな議論があると思いますが大阪らしさみたいなものの１つのイメージではあると思いますので。それを全否定的にやるのか重要な要素という意味では記述をして今後の検討課題としてやる。

それに関連してもう少し生活景が入ってくればいいなと。例えば昭和町の長屋ように、単に歴史的な文化財的に価値のあるものだけではなく生活に密着したものを少し取り入れられたらいいかなと。取り上げ方は悩ましいかもしれませんが。こういう括りでやってどうやってここに入るか。

【委員】

６ページの下には生活景入れていただいているのですがそれが後ろにいかない。

【委員】

　もう少し景観を身近に感じてもらえるようなリストアップをすべきですね。

【委員】

　大阪市内のことをどこまで書けるかということもあります。大阪市の景観の方で各区の景観のリストアップは終わっていると思うのですが、かなり今おっしゃっていただいたような話が出まして、歴史をわりと大阪市内、結構手を上げて特化させて書こうとしたりしていますし、街道というのは自然的なものの中での話ですので。生活景を挙げるとすると府と市町村のとの兼ね合いで虫の目をどこまで書ききるかということです。生活景についてちょっとニュアンスは書いておかないと、忘れていますよ、と言われたら癪ですしね。ただ書いておかないといけない気がしますがあまり書きすぎるのも越権行為に入ってくるところもありますから。その辺り微妙かなと思います。

【委員】

実際にこの事業を展開するという前提に立つと大阪市の道頓堀とか、彼らはえらそうしていますから、難しいところですが。市町村がやるようなところはお任せして、広域的なところを特化してやるという立場をとらざるを得ないのかなという気がしています。

特に生活景のところは、写真にすぐにキャプションが書けない。しかしこれはイベント景というのかな。それは大阪府が直接何かお金を出して進行するということに限らないのかなと。基本は市町村ベースでやるのではないかなと思います。維持管理のほうも。回りまわってここに書くということは市町村が書いていただくという、そういう仕分けになっていくのではないかなと思います。特にイベント景はね。集客が何十万と効果の大きいものは大阪府として取り上げていくという。イベント景をどういう基準で選んだかということを少し整理しておいたほうがいいのかと思います。

【事務局】

イベントの写真でないほうがいいのですかね。生活景というと。

【委員】

　イベントではないような。

【事務局】

唯一接点があるといえばリノベーションまちづくりという観点では市と連携しているのです。リノベーションをやる住宅産業、業者さんと区をつなぐっていう仕事は広域の仕事ということでやっています。リノベーションまちづくりを進める枠組みを府がつくって、それを活用するのは基礎自治体ということであれば今の歴史資源、町屋、商店街の空き店舗を使って、それをリノベーションするのに住宅業者を紹介してまち歩きしながら全体をリノベーションするというのを府と区でやっています。そんなものもやれないことはないかなと思います。

【委員】

６ページに書いてある、人々の生活景とかイベント、商店街、戎橋とか岸和田のだんじりとか鶴橋とかのイメージの写真が並んでいるのですけど大阪市、HOPEでやっているような「空堀」とか、そういうまちなみの写真とか出てきてそれこそリノベーションになるのかもしれませんが外側を変えてあるというところがあれば。

【委員】

大阪の景観特性として「生活景」を整理する。

【事務局】

ニュータウンは生活景ですよね。郊外山の手の生活景とか。色々ありますよね。

【委員】

　商店街は入れてもいいかもしれませんね。「千林商店街」。

ここはどういうキャプションを・・写真にキャプションは入れる予定ですか。

【事務局】

最終的には入れる予定です。

【委員】

そうですね。このままでは分からないですから。たこ焼きと同じように大阪の特性として全国に知られるという。そんな伝統的環境財というか。歴史ではなくて、歴史と伝統は少し分けて考える。伝統をもし挙げるとしてもここでは「歴史特性」に入らざるを得ないのですかね。「土地利用特性」でもいいか。

【委員】

以前、どこかで言ったかもしれないのですが、美しい景観、目的の一番大きなところで人々の生活というか暮らしが豊かになるとか地元に対する愛着が生まれるとか、そういうものが大目的であって、それを作り出すというよりもそのことを絶対忘れていないということが分かればいいのだと思います。景観を扱っているときに、ものが良ければいいということではなくて、その景観をみることによって人のほうが幸せになるという大前提があり、大阪に対する愛着が生まれる。観光客もそうですが中に住んでいる人がその景色を見て幸せになることが一番大事で、そういう意味で生活景だったり人の活動だったりが大事じゃないですかっていう話をしていたつもりです。そのことさえ忘れなければ大阪府としての役割というのは一番初めから出てきている、「大きな景観」であるとか「山並み」であるとかそういうところを大阪府の視点で守っていきますというのを強く言う、大景観をやっていくのが大事だというのを強く言う姿勢ですよね、小景観も次に挙がっていますが。どこまで限られた紙面の中で「虫の目」とか「地域の活動」とか大阪府が書くことに意味があるものとあまり意味の無いものがあると思います。紙面の使い方というかどういうことをここに書けば人の暮らしも大事にしているということが分かるかと言うことだけだと思います。生活景を守らなければならないと書く必要はないと思うのですよ。「岸和田のだんじり」が書いてあるからといって大阪府がお金を出すわけではないですよね。市レベルの話ですよね。

【委員】

表現が良くないかもしれませんが、「虫の目の景観」で生活景でもいいのですが、大阪府が取り上げるということはある種、「JISマーク」のような、品質保証を貼るわけですよ。品質保証を将来にわたってしていきたいという意味合いがあると思うのですよね。市町村がやるということで基本はいいかもしれませんが重要だから少し・・・。

【委員】

　褒め称えるというほうですよね、どちらかというと。これは残していきましょうという。

【委員】

　ということでもあるし、現在、発見されていないようなものも新たに発見して、ちょっと位置づけを格上げしますよとそういうことなのではないかなと。

【事務局】

いい景観であれば地域であればご存知かと思うのですがそれを情報発信していく。ここにはいいものがあるので見に来てください、というふうな。

【委員】

という意味ではここはすごく大事ですよね。

【委員】

１８ページから「実現に向けた視点と取り組み」と書かれているのですがここから具体的にどうしていくのか。それと言葉的に「民間が主体的に景観づくりに取り組み、積極的に投資できる環境をつくる」。確かに府としては民間投資というものがないとなかなか進んでいかないのは分かるのですが、ちょっと生々しすぎる。「民間が主体的に景観づくりに取り組む環境づくり」とかそれぐらいのほうが。逆に書いておきたいということは分かりますが。

そのときに白抜きのタイトルの１番につながっていると思うのですが「民間が投資しやすいよう、大阪府が中心となり関係自治体と連携して、広域的な景観づくりの方針・計画を提示します」、これを本当にやるかどうかなんですよね。これをやるためには自らの大阪府がやる公共事業に景観部隊入っていく、若しくは委員を放り込んで景観は大事ですよ、経済ベースだけではなく、B/Cだけじゃなくて、予備的なところにもちゃんと投資するようにと積極的に公共建築物のマニュアルを提示しながらこのようにやって下さいと言いに入っていくということを書いてあるのですけど、各市町村、地元の市町村にも入っていくということだと思います。理想的な形だと思いますが大丈夫でしょうか。

【事務局】

　「方針・計画の提示」については民間に行政としてこのようにやっていくので協力してくださいということを示すということが一つです。これまで部会、審議会にて「公共事業」について厳しいご意見を頂いておりましたので１９ページのところで「公共事業の実施にあたっては、地域の景観づくりの模範となるように努める」というふうにまだ今後検討して行くのですが、公共事業においてもどこまで言えるかは予算の問題もありますので、できる範囲内でやろうかと思いますが、そんな評価をしていって、景観の先生方にアドバイスしていただくような仕組みを検討していきたい。

【委員】

公共建築物の確認出てきたときにアドバイザーというか、景観届出されて、受付印を押すシステムをやっておられると思いますが・・・。

【事務局】

大阪府の事業では「公共事業整備方針」を示して各事業部で確認してもらい、担当課、あるいは第３者のチェックが入る仕組みにはなっていないのが現状です。そこを今後検討していきたいなと。大阪府内の市町村のほうでは府、市の事業を自分のところで評価をやっておられるところもあるので。

【委員】

　それは結構やっていただいていると思いますし、実際にやらせていただいたこともあります。

【事務局】

その辺りは市町村と相談しながら、あまり規制を重ねるのは必要ないかと思いますので市町村がやっておられるところは市町村にやってもらおうと考えています。

【委員】

それはいいのですが、行政団体になっていないところで大きなプロジェクトが出てきたときに他の方でも景観審議会の委員になっていただいている自治体だったら意見を言う場面も出てくるとは思いますが、そうでないところですね。最初に書いている、民間が主体的に進めていくところもそうですし、公共事業の担当である内部に積極的に景観に配慮するということを宣伝できているのでしょうか。そこはそんな簡単なことではないと思います。そこはちゃんとやっておかないとどこの建物や、大阪府の建物や言って地元に出ていったときに、大丈夫かといわれるとまずいので。先導できる体制づくりがね。

【委員】

　要するに公共のある程度の規模のものを届出的な審査機関を府としてちゃんと整備しなさいということが書きたいのですよね。

【委員】

最終的にはそうなのですが、まずステップとしては公共施設のマニュアルをしっかり見ながら、この部分は最低守ってやってくださいという風に各部局に入っていってお知らせしていただく、まずそこの周知徹底が必要です。人手があれば公共施設のチェックもこっちでやっていく。その次のステップはちゃんとアドバイザー制度とかで大規模公共施設がでてきたときにやっていく。その何段階のステップがあって、金かかることはできないので、これくらいならやっておきましょうかというところもちゃんと書いておかないといけないのではないかなと。あまり無理なことを書いても、できる範囲のことを書かないと。

【事務局】

その議論については資料２にて説明させていただきますが、もう少し具体的に書けるところは書いていきたいなと考えております。

【委員】

公共の建築物の建て替えなんかのときに一番まずいのは届出の有無じゃなくて、基本計画の最初の段階がすごくまずいのですよ。あの基本計画がどうしようもないから何をやっても景観がよくならないということがよくあります。この計画に基づいて今回ここを届出しますというのが一番多いと思いますが、実際のところ。

【委員】

　そうなのです。実際言いにくいのですが、府営住宅の建て替え等々について、もうここは動かせませんというようなところばかりで、さらに順次建て替えなので１期、２期、３期、４期くらいに分けて1個ずつ順番にやられるので、バラバラに届出が出てくる。そんな中、たまたま同じ場所のものを見る機会があったのですが、全体計画等は無くて、個別のもう動かせないようなプランで、あと変えられるのは外構と色彩だけっていうことになっているのが普通です。公共は早めのところからからアドバイザー制度とか景観のほうも含めて基本計画を立てていくっていうのが基本的なステップなのでしょうけれど、全くそうなっていない。民間もそうですがアドバイザーが出てきたときにはもう遅い。

【事務局】

　確かにどの段階でアドバイザーの制度で見ていただくのかという問題もあるかと思います。

基本計画ですと建物の形も決まっていないレイアウトくらいしか決まってない段階ですよね。

【委員】

そのレイアウトが先ほども言いましたが、土地利用計画を決めてしまうのでその段階で景観について配慮してくださいでいいのですよ。その後に考えようとするともう後戻りできない。

【事務局】

　どのタイミングでかけるかということになると基本計画からということですか。

【委員】

　スタートから、基本構想の段階からこういう景観をつくろうと決めておかないと無理です。考えればいいだけの話なのですが。

【委員】

　ある市では事前相談って２、３回アドバイザー制度を活用してこられたりするところもあります。生駒市はかなり早めに持ってこられます。和歌山も早いし、土木構造物とか公園事業についてもまだ予算もついていない頃から事前に相談がくる。お金のついている次年度の話はしやすくて、２年先の計画について行政は外に出しにくいのは分かるのですが、基本構想ができたころにはほぼ景観への検討開始時期ですし、基本設計になれば確実にそうなので。その辺りのどこかのステップで相談に一回持っていこうかというふうなニュアンスに全庁的にならないといけない。雰囲気を作っていかないと。

【委員】

　建築物だけでなくて土木構造物も重要です。ダムをつくるとかトンネルをつくるとかのときにあまりにもひどいものができてくるので。「景観は考えない、安全性だけで十分です、安全性とコストです」って言われたことがありました。そういうことがあるので府のレベルでいうと土木構造物は大事ですね。

【事務局】

早い段階ですよね。土木の予備設計レベルで行かないと。なかなかこう難しいですね。

【委員】

景観を良くするとコストが高くなるという考えが多いみたいですが、実際は高くはならないです。

絶対に高くならないとは限らないですが、予算を変えずに景観に良いものをつくるというのは、早い段階では可能なのですよね。最後の段階ですと木を植えるしかなくなってしまって。

【委員】

土木構造物でいうと安全性とコストが優先されるのは仕方がないですね。唯一、許されるのは橋梁ですね。橋梁はどちらかというと建築物に近いですから。昔から言うと、金額大きい橋に関しては事前相談というか一番ＣＡＤが進んでいる世界だったのですよ。色とか、構造とか。桁橋にするとかつり橋にするとかも含めてみんなＣＧをやっていたのですよね。大規模なものに関しては。そういうことをやっぱりある程度小さな構造物についても、建築でも、公共事業である上ではやりなさい、そういうオールタナティブプランニングをやりなさいということなのです。これは、予算主義の日本の公共事業だと中々難しいと思いますよ。予算が決まらないと、スタートできないので。ところがオールタナティブプランニングというのは、案を４つも５つもつくってからそれから予算を決めます。そういうやり方は理想ですが、中々大変ですね。どこでチェックかけるかですね。

【事務局】

そのあたりは来年度以降、仕組みを考えていきたいと思いますので、審議会でも引き続きご議論をいただければと思います。また、関係課ともどのタイミングでかけるのかなど協議しながら仕組みづくりを検討していきたいと思います。

【委員】

景観についてもそうですが、生態系保全とかよその国の方々はずっとモニタリングするような調査とか国の意向もあるとは思うのですが、治水とか、プラス親水空間とか生態調査とか保全とかそんな話が今はもう主流になってきて河川整備計画の中でそういう方法がとられています。しかしやっぱり最初は治水面で、予算でB/Cで計算するので、そろばん換算が一番だとおもいますけど、それだけのものではないなと。そろそろ色んな方面から出てきているので。それはちゃんとご指導いただくような仕組みとか、その辺り１０年経ったら必要になってくるのではないかなと思います。

【委員】

　アドバイザー制度の制定について検討していただくと。ちょっと考えてください。

【委員】

　１４ページ、１５ページで夜間景観についてたくさん書きすぎということもありましたが、明るすぎない夜間景観というのも本来あるのかと思いますので書いていただければと思います。特に山の中の景観とか。

あと、１６ページの「山並み・緑地軸」の重点項目のところで、「山林や里山などの適切な維持管理を実施する。」と一旦切って、「市街地の良好な借景となるよう努めます」とは分けて書いた方がいいかと思います。といいますのは、大阪の東の山は線状なのですが、南北は面的に広がっていますので、山の中のことを考えるとそのほうがいいのかなと思います。

【委員】

先ほどの投資のところはいかがしましょう。アベノミクスでも教育の投資というものもあげられていて。決して悪い表現ではなくなっていますが。人間投資も当たり前になってきていますが。教育投資もね。景観づくりに投資するというのは。

【委員】

景観というのは企業だけでなくて個人もあると。

【事務局】

　そうですね。例えばクラウドファンディングとかも景観とかまちなみが良くなるなら寄付をしようかとか。投資しようかとか。リターンがあるものですね。

【委員】

　クラウドファンディングはリターンがある前提になっているのでしょうか。

【事務局】

　寄付型とリターン型と両方あります。

【委員】

　「積極的に投資できる環境をつくる」とあると、とてもすごく画期的な制度ができあがるみたいに期待しますよね。

【委員】

投資してリターンゼロでも、喜ぶ人いる。綺麗になった、良かった、きれいになったとかね。当初期待したリターンはなかったけれども・・でもいいでしょうし。寄付なんて基本的にそういうものですよね。

【委員】

総合設計制度とか前に来ていますから、そういう意味ではつくるというよりも、検証するとかにした方がいいのではないでしょうか。

【委員】

前向きにあるべき姿で投資について記載していただければと思います。

【事務局】

資料２説明

【委員】

　はい、ありがとうございます。整理の仕方で一つ聞きたいのが「実現に向けた視点と取り組み」と大きな括りでかかれていますが、これが細項目になるのですかね。

【事務局】

　これに対して具体的な施策を一つずつ書いていますが、最後に文章でつなぐ形になるかとは思います。特にＰＤＣＡの内容に関しては同じことが何回か出てくるところがあるのでここはバラバラに書いてもわかりづらいということで。今後、整理は続けていきます。

【委員】

　一番左の欄が精神としては「実現に向けた視点と取り組み」のどこかに入ってくるような細かい項目。「具体的な方策」というのはいわゆる行政の施策ということですかね。次が具体的な事業・・・という整理の仕方で。これは全てビジョンに入れていくわけですか。

【事務局】

　いえ、一番右のところは今回参考に記載しているだけで、直接名前を出すというイメージではありません。あくまでも関連する施策です。

【委員】

　空欄がありますよね。これは新しい事業を入れていくということですか。

【事務局】

　はい。新しいものに限らず既に始まっている事業も含めて埋めていく予定です。

【委員】

　空欄は放っておかないよということですね。６ページのところ、実現に向けた視点と取り組みと具体的な方策が同じ内容というか近いと思うのですが、具体的な方策を重要視している、ここがポイントだと思うのですよね。このラインを文章の中に入れたいと。それでよろしいでしょうか。

【事務局】

　はい。

【委員】

　資料２の９ページの公共の景観行政団体化への取り組みのところですけど、この部分の話はもっと具体的な話は書けないでしょうか。「市町村の職員の人材育成を促進します」ではなくて具体的にこうします、というような。セミナーをやるとか。これはできると思うので。これこそやらないといけないと思いますので。もう少し具体的に。

【委員】

　これは府として具体的なことについて市町村にやらせたいのでしょ。

【委員】

　きっと市町村間のコーディネートするのですよね。突出している市によるセミナーをやるとか。

【事務局】

　具体的なイメージとして講習会の実施と。

【委員】

　確かに「講習会の実施」と書かれてあるのですが、おそらく職員の人材育成の次に市民を育てるがくると思いますし一番重要だと思うのですが、市民は育っていくのですが受け手がいないということがしょっちゅう起こるので職員の人材育成を早くやったほうがいいと思います。

【委員】

　「人材育成を促進します」ではなく「人材育成をします」にしようというご指摘ですかね。

【事務局】

　ここでは協議会等の活動をやっていただく。それぞれ進んでいるところと、少し遅れているところとあると思いますので、進んでいるところの取り組みを紹介してもらう。もし遅れているのであれば景観行政をやってもらうということもあると思います。ここには書いてありませんが、先生方からも「もっと府の職員が小さい市でいくつも仕事を掛け持ちしているようなところではなかなか景観行政がままならないので応援していったらどうか」という話はいただいていまして、例えば土木事務所なんかが職員派遣という形で応援できないかということも考えてはいるのですが、それは庁内調整もまだなので。

【委員】

　いや、今伺ったレベルで具体的な話が聞きたかっただけなのですが。

【委員】

　でも「します」と「促進します」では「促進します」のほうが強い意味ですよ。

【委員】

　「すでにやってます」、という意味ですか。

【委員】

　なるほど、「さらに促進します」ということか。

【委員】

　「します」だといつのことか分からない。「促進します」というのはドライブをかけるということですから。普通の条例と違う促進条例というものがある。なので「促進します」は強い意味としていられているのですが。ところが右側が空欄なのですよ。そこを委員はご指摘されたわけですね。

【事務局】

　今も先進自治体による講演の実施とか、市町村間の交流とか何かできることがありそうな。例示として出していけば。

【委員】

　景観行政団体化になっているところの間でもすごい差があります。

【委員】

　そうですね。

【事務局】

　ちょっと後半の部分を考えたいと思います。

【委員】

　はい、もう少し具体的に。

【委員】

　やはり気にされているのは空欄の箇所ですね。書かなくても構いませんが。

【事務局】

　関連制度・事業には今までやってきている事業を記載しています。空欄の箇所は今まで行っていない、関連制度や事業が無いという意味なのです。既存の制度が無い、具体的な施策がない。

【委員】

　市町村が集まって、毎年１回協議会開催されていますよね。講習会の後に。私も一度話をしたことがあったと思います。

【事務局】

　今年度は１１月に開催予定しております。

【委員】

　ということはそういうのはもう既にやってらっしゃるじゃないですか。

【事務局】

　やっているのですが、もうちょっと力入れてやらないと年に１回講演会聞いてその後どうするという状況ですので、できればもう少し、先進事例の紹介とか、回数を増やすとか、府の土木がやるとか。全市町村４３市町村集めて教室型で一方的に話して聞いて終わる形ですので、グループトークするとか、そんなことも含めて考えていかないといけないと思うのですが、今後協議会の活性化を考えていきたい。

【委員】

　府が調整できるのですか。４，５年前くらいに３ヵ年か４ヵ年つきあった景観の講習会がありまして、各市町村、もちろん国の職員の方が中心なのですが自治体職員を集めて４日間～１週間くらい研修会をしました。

基本的に景観って予算つかないので一時期なにもされてなかったのですが、また去年から景観施策アドバイザーが４人に対して、公共施設の現地視察を行いました。岩井まなみさんと私が去年担当だったのですが景観講習会として講習会をしました。市町村の方、外部の方も結構参加いただいていて、６、７割はちゃんと聞いていただけて、通常のものよりはよく聞いていただけていた気がします。なかなかこそばゆいコメントも多かったですがそういう形で新たな取り組みをやっていただきたい。

【事務局】

　地方整備局にお手伝いいただくのもひとつの方法だと思いますし、

【委員】

　官公庁はこういうものに対し予算をくんでくれていないのですかね。

【事務局】

　昔、市町村との協議会で負担金を集めていたのですが、負担金を支払いが難しい市町村が退会する流れがありまして、一旦負担金は休止しています。その残った財産で細々と協議会で講演会等、運営している状況です。

【委員】

　いや、それはそれでとんでもない話ですが、松井知事はもう少し宣伝していただいて官公庁に景観形成誘導に対して政策提言をすべきです。京都府に任せずに。文化庁も京都にきちゃったし、仕方ないですが大阪府は観光的なことで施策へという風にすればね、人材育成というにやりたいのだけど。人材育成は重要ですよ。町村制のところは全部施策に作られているものなのですよね。それで地域に「なんとかおこし隊」とかで町村制の予算は自由にできているわけですよ。それと一緒にはならないのかもしれませんが。京都に対して大阪はだめですよ。景観で攻めるのも、やることがあるということもよく分かる。大阪の景観は良くないところもありますからね、国際的に。国の制度がほしいですね。活性化の指摘でした。

　ビュースポットの発掘とかはいいですか。大阪は景観資源をつくらないといけません。

【委員】

　大学のほうにも環境に対しての事業、研究をやっていれば手を挙げてください、というようにリストアップされる。大阪府の大学は環境に対してこれだけやっています、っていう合せ技で頑張って提出されるような。関連部局とか関連事業とか手を組んで、とやっていないわけではないのですが、この中で法を根拠で景観にぶら下がるような重点的にやっていく取り組みというのがあまり見えてこない。箱を作っといて枠に該当するような今までの事業、他部局の関連事業を挙げてずっとやっているという。なかなか予算取りのことで難しいことだとは分かっているつもりですが、本気でここ３年、５年で向けてどれやっていくのだっていくところを書いていただいて制度をつくるとかいう風にしていただいて、ここは「絶対にやる」と「！（びっくりマーク）」を３つくらいつけてもらってもいいです。冗談ですが。これだけ調べて書いてもらえているのでなんとなく全部できたらいいし、ほっといてもやってくれる事業もある程度ありますので、ビジョンの策定というのは大きな仕事ではあるのですけどそれくらい制度、仕組みの中で、ここ3年間の目玉になるような事業はどれなのかということが見えにくいような気がします。

【委員】

　でもそれは施策になるとそうならざるを得ないのです。今ご指摘を受けた１８ページの「実現に向けた視点と取り組み」のところで１，２，３とある。これが一番やりたいことです。３つあるので一番とはならないけども。という打ち出し方で、この１，２，３を左手におきながら、この「具体的な施策」が結構あるわけですね。２，３０あるわけでしょ。この中から、つまみ出すという作業は行政の予算の取り合いの中でやってもらうしかないと思います。

【委員】

　この資料２は部会での資料という理解でよろしいのでしょうか。

【事務局】

　資料２での議論を踏まえつつ、最終的には資料１の中に入れていこうとしています。こちらは「実現に向けた視点と取り組み」のところは前回とほとんど変わっておりませんので、資料２を踏まえて、具体的な施策のところを書いていく。どこを重点的にということについては後ろの「視点と取り組み」と「取り組み方針」のところで上手く連動してできてないのですけど、１５，１６，１７ページの重点項目ということで書いていることをやっていきたいなと。「道路・みどり軸」のところでしたら、色々ご意見頂いておりますけれども、みどり風の促進区域についてもっと進めていかなければならないということで、道路と公共空間、それから沿線の空間を一体的に緑化するということで地区計画をうって少しずつ進めようというところもあるのですけど、それをもうちょっと総合設計制度、建築規制の制度を使って促進できる方策を検討したいというところが実現方策のところからにじみ出ているのが一つあると思います。

　それとあちこち出てきているので分かりにくくなっていますが、無電柱化です。無電柱化も都市整備部が道路の部分については随時、広域幹線道路、歴史街道の沿道を進めていくということなのですけど、我々は土地利用ということで、大規模開発等において市町村が開発指導要綱なんかで協議をするのでその段階で、条例か、担当のお願いになるのかは分かりませんが市町村とやっていきたい。これは例にでている川崎市が自ら方針を作って、大規模開発等において無電柱化を要請できるようにしております。そういったことをするとか。

【委員】

　いくつか挙げられているのは分かるのですが、今までの建築基準法に基づいたりだとか、緑化率を指定したりとか、数値基準を設けたりとか、緑視率みたいな形で新たな取り組みとして立面の緑の量とかの話をされておるのですけど、そういったものは任せておけばいいのです。そうではなく景観ですので質を問わないといけないのです。他のところでやっておられるようなことは最低限のラインでやってもらわないと困る。そこで景観の視点でその形はこういう方向性がありますよとか、こういうふうな色彩、外構のデザイン、建築の外観デザインもこうしてくださいと言う。面積基準や敷地基準がいくらっていう、緑化率いくらにしろとか緑植えたらいいのかとかそれだけじゃないのです。そこを景観でちゃんとやっていくようなことをアドバイザーの活動の中では草の根運動的ですがやっています。先ほど申し上げた話で施策としては間違いではないと思いますし、それについての事業が書いてあるのは間違いじゃないのですけど、景観面の質を上げていくとなると、どうやって計画の基準が守られているかどうかではなく、無電柱化、もちろん大事なのですけど、無電柱化した後のまちなみどうしていくのかということをご指導いただくのが景観の担当係だと思うのです。

【委員】

　「方針・計画の提示」のところですかね。

【委員】

　方針をどこまで提示していくかというのは質を提示していくということなのですよ。だから結構大変なことを書かれていますねというのはそういうことなのです。

【事務局】

　方針のところで先生がおっしゃっているのは質のところだということですが、具体的にどう書くのかというところも難しいところなのかなと思います。個々、事業によって建築でも大規模なものから小規模なもの、それから公共ダムとかいろんな形態のものがある。周辺の環境も違いますし、そうなるとここに書いてあります、「景観アドバイザー」を今公共事業に対して活用すると話しておりますが、民間事業もどこまで広げられるか分かりませんが、そういう仕組みでやっていくということで対応していくのかなと思っています。

【委員】

　方針に書いてあることのこれは各事業の方針がまともに進んでいくのは当然で、そのとおり進んで普通。その中で申し上げているようにどうやってバージョンアップさせていくのかっていうのが景観面で＋α（プラスアルファ）をどこまで手を出すか。最初から更新が無理なのであればその事業に対して景観に対して、意識を高めていくようなことをちゃんと考えてくださいねっていう関わりあい方を誘導していく。そういう取り組み方針を、将来のイメージだけではなくてそういう意味で景観は大事ですよということを各事業についてちゃんと分かっていただく取り組みを行っていくということだと思うのですよ。

【委員】

　景観上における質の向上をどうやって行っていくのかという話だと思うのですよ。公共事業の場合はある程度今議論いただいたとおりだと思うのですね。１番の「民間が主体的に」の部分に対して、質的向上をいかに示していくか、あるいは導いていくか。そこで「投資できる」ということにしているのでインセンティブを働かせることになっているわけです。良いものについてはボーナスをあげますよとか良いものをつくったら補助金出ますよとか、良いものできたら表彰しますとか。行政側でできることは限られているわけですよね。けど良いものつくりなさいよというのはいいわけです。それが方針の提示。それに対して民間が良いものをつくろうとする、投資する、そのような環境をつくりなさいという意味じゃないかと思います。行政が今言ったのを無理やりどこにはめるかといわれるとこの三本立てのところでここしかない。

【委員】

　ご担当がそういう意図を持っていただいていたらそれでいいと思うのです。もう事業任せといたらいいとかいう話ではなくて、景観的に質を高めて行くということを他部局の担当の方に共通認識を持っていただく、質を高めていくそういう意識の講習会も必要なのではないかなと思います。

【委員】

　３番に入る内容ですかね。

【委員】

　資料１の２０ページの最後に「フォローアップと評価・検証」のところで、今年度はこれのここを重点的にやるのだという計画を毎年つくられて、年度末か年度頭に評価されるっていうことでいいのですよね。

【委員】

　それはそうでしょう。

【委員】

　政策評価は入っていましたっけ、この景観ビジョンに。いわゆる自治体で政策評価制度ってそれぞれ持っておられますけど、この「景観ビジョン」はその対象になりますか。そこが重要なのです。多分対象にならないと言うと思います。総合計画と違う。それが聞きたかった。まずそれが対象になるかならないかで政策評価って今ここで議論していても絵に描いたもちです。

【事務局】

　ビジョンをここに書いておりますように評価の対象にはしておりません。ですが当然、事業をやっていく中でビジョンがちょっと時代にそぐわないということになれば、見直していくこともあるかと思いますし、それにぶら下がる景観計画も書いておりますが、ビジョン改正を踏まえて見直していこうと考えております。

【委員】

　それは部内での話ですよね。第三者評価とかそういう話ではなく。

【事務局】

　そこは難しいと思います。社会情勢の変化、例えば今回ですと策定しなおす背景として万博誘致への動きや、世界遺産登録に向けた国内推薦の決定ですとか大きな要因があったと思います。

【委員】

　言いたいのは精神規定でしかないということですね。もう少しシステム的に「フォローアップと評価・検証」というのがあるのだという風に出すには少し不足があるかなと。具体的に評価・検証というと普通はもうちょっとシステマティックに制度がちゃんとあり、それに則って普通は第三者を交えて評価するというイメージなのですよ。

【事務局】

　景観審議会は第三者として評価していただけると考えております。

【委員】

　だとすると評価するための元の計画がないとだめですよね。今年はこれをきっちりやりますという、実施計画っていうか。

【委員】

　そうするとＫＰＩつくらないといけなくなりますよ。

【委員】

その積み重ねでどうも社会情勢に合わなくなってきたから次改定しますというのはごくごく自然かなと。大学なんかでも作らされますよね、毎年。年次計画。

【委員】

　すいません、委員の話の続きですけど、１９ページの上に２に「公共事業の事業」について書いてありますよね。その３つ目の○（まる）で「公共事業における景観面でのＰＤＣＡサイクルの確立」なんですが、まさにこれは年次計画のビジョンに当てはめないと、今回は景観に対する事業をこのＰＤＣＡ、具体的にそのものをもっと大きな意味で景観審議会でやって行く必要があるのではないかなと思いますけどね。

【委員】

　これから仕組みをつくるので。

【委員】

　公共事業の評価委員会って一般的には個別に出てくるのですか。

【事務局】

　そこはいわゆるB/Cみたいなことしかやっていないと思います。

【委員】

　毎年、担当が来られて説明されて分からなければ質問して。嫌な役、嫌われ役ですけど。そういう制度を大阪府は持っていないのですか。

【事務局】

　景観面ではない。個別事業では環境アセスにかかるようなものについてはあります。かなり大きなものしかかからないですが。

【委員】

　制度をつくってください。そしてその制度の評価をしましょう。

【事務局】

　また、先生方のお知恵を借りて、検討させていただきます。豊中市なんかも先進的にやられていて第三者の委員の先生方に厳しいご指摘もあると聞いておりますので。

【委員】

　この評価と言うのは普通、毎年事業計画に対して何％達成というような。それにするかどうかは別として。何か仕組みを早急に考えていただかないと、みんな精神規定でしかないと評価されますので。

【委員】

　よく使うのは総合計画の府民評価というのが毎年、市町村は総合計画の市民評価のなかで関連する景観のまちづくりとか美しさとか書いてあるところだけを引っ張って、それを許可基準にして、個別の案件を評価します。そういう事業とかも使えば自前でアンケートとかしなくてもいい。予算発生しないので。

【委員】

　予算が絡むと本当に評価制度が充実するのですよ。予算取りの中で。

　では時間も来たので次回の作業部会に回します。事務局よろしくおねがいします。